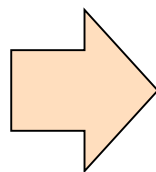


	内 容	割合 (本則)	
還付加算金	地方団体から納税者への 還付金に付される利息	7.3%	
延 滞 金	法定納期限を徒過し履行 遅滞となった場合に遅延利 息として課されるもの	14.6%	
	1ヶ月 以内等	早期納付を促す観点から 低い利率	7.3%
	徴収の 猶予等	事業廃止等、納税者の納 付能力の減退といった状態 に配慮し、軽減	7.3%
	納期限の 延長	法人住民税及び法人事業 税について納期限の延長 があった場合に課されるもの	7.3%



特 例 【令和3年分以後】	令和5年分 [平均貸付割合:0.4%] (※)	令和6年分 [平均貸付割合:0.4%] (※)
還付加算金特例基準割合(※1)	0.9%	0.9%
延滞金特例基準割合 + 7.3% (※) (早期納付を 促す)	8.7%	8.7%
延滞金特例基準割合 + 1% (※) (早期納付を 促す)	2.4%	2.4%
猶予特例基準割合(※1)	0.9%	0.9%
特例基準割合(※1)	0.9%	0.9%

※ 令和3年1月1日以後において、
 還付加算金特例基準割合: 平均貸付割合+0.5%
 延滞金特例基準割合: 平均貸付割合+1%
 猶予特例基準割合: 平均貸付割合+0.5%
 特例基準割合: 平均貸付割合+0.5%
 となっている。

「平均貸付割合」(財務大臣が告示)は、日本銀行が公表する前々年9月～前年8月における「国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)」の平均による。